

唐津市監査委員公告第5号

監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置の公表について
地方自治法第199条第14項の規定により監査の結果に関する報告に基づいて
講じた措置状況の通知を受けたので、同項の規定により別紙のとおり公表する。

令和3年5月28日

唐津市監査委員 竹内 御木 夫

唐津市監査委員 飯田 隆 人

定期監査結果に係る措置状況報告書

監査期間：令和2年4月17日～令和2年7月17日

総務部

総務課

1 唐津市市章の使用許可について

令和元年 6 月 27 日付で A 社からシンボルマーク及び市章を使用したい旨の申請書が提出されており、同年 7 月 2 日付で使用許可をしているが、唐津市シンボルマーク及び唐津市シンボル旗取扱規程（以下「シンボルマーク取扱規程」という。）においてシンボルマークの使用許可の規定はあるものの市章については使用許可に関する規程がないため、実施伺においてシンボルマーク取扱規程を準用して許可をする旨を記載し許可をしていた。

本市の市章に関する規程がないということは、原則市章の外部への使用許可は想定されていないものと思料するが、市以外の者への使用を許可する必要が予定されるのであれば、その取扱に関する規程を整備されたい。

また、シンボルマーク取扱規程第 5 条第 1 項において「シンボルマーク及びシンボル旗は、公共団体又は公共的団体が使用する場合にその使用を許可することができるものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。」と規定されており、A 社は民間企業であるため、ただし書規定により市長が特別の理由があると認めるものとして許可をされているが、その決裁権者については公共団体等からの申請時と同様に部長決裁とされていた。唐津市事務決裁規程第 4 条第 1 項第 2 号において「異例であると認められる事項」については、事務決裁規程に定める専決事項であっても「市長又は上司の決裁又は指示を受けなければならない。」と規定されており、当該使用許可に関する専決事項は通常部長決裁であることから、当該申請の内容から鑑みると副市長以上の決裁が相当であったと思料する。

（講じた措置）

市章を市以外の団体が使用することが想定されるため、新たに「唐津市市章」の取扱いに関する規定を整備し、「唐津市旗及び唐津市シンボル旗取扱規程」、「唐津市市章及び唐津市シンボルマーク取扱規程」の 2 つに再整理し、令和 2 年 10 月 29 日に規程を制定し、令和 2 年 11 月 1 日から施行した。

決裁区分については、唐津市事務決裁規程別表第 1 「10 許可、認可等に関する

ること」の区分として整理し、公共団体又は公共的団体については、総務部長決裁とし、民間団体に関する許可については、「市長が特別の理由があると認めるとき」の事例として取り扱うことから、副市長決裁とした。

危機管理防災課

1 唐津市防災行政無線設備定期点検業務について

唐津市防災行政無線Ⅲ期（唐津地区）設備定期点検業務及び唐津市防災行政無線Ⅲ期（浜玉・巖木・相知・七山地区）設備定期点検業務について、それぞれ令和2年3月19日付けで委託業者から業務完了報告書が出され、同日付で、検査の結果、設計書、契約書のとおり相違ありませんと記載され、検査者及び確認者の押印がされた「監督・検査・確認報告書（工事外）」が作成されていた。しかしながら、提出書類として同業務契約書別紙仕様書第6条第3号で規定されている点検業務報告書、同条第4号で規定されている不良箇所一覧表、修理する優先順位及びその概算費用について提出がされていなかった。

また、唐津市防災行政無線Ⅱ期（唐津・北波多地区）設備定期点検業務、唐津市防災行政無線Ⅱ期（鎮西・呼子・肥前地区）設備定期点検業務及び唐津市防災行政無線Ⅱ期（移動系）設備定期点検業務についても、それぞれ令和元年12月25日付けで委託業者から業務完了報告書が出され、同日付で、前記と同様に「監督・検査・確認報告書（工事外）」が作成されていたが、これらも、業務完了報告書とともに点検業務報告書に当たる報告書は提出されているものの、仕様書により提出が必要とされる不良箇所一覧表、修理する優先順位及びその概算費用について提出がされていなかった。

「監督・検査・確認報告書（工事外）」の作成及び決裁に当たっては、業務の成果が契約書及び仕様書と適合しているか、十分に確認をされ適切な事務処理をされたい。

（講じた措置）

未提出であった点検業務報告書、不良箇所一覧表、修理する優先順位及びその概算費用の書類については、定期監査指摘後、事後ではあるが、仕様書の規定により提出を受けた。

令和2年度からは、規定に沿って書類の提出を受け、適切に事務処理を行っている。

2 原子力災害対策施設電気工作物保安管理業務における保安業務担当者の資格等の確認について

馬渡島原子力災害対策施設電気工作物保安管理業務において、同業務仕様書9(5)に「保安業務担当者並びに保安業務従事者の氏名、生年月日、主任技術者免状の種類及び番号を書面をもって市に知らせるもの」と保安業務担当者の資格等について規定されているが、その書面が提出されていなかった。

自家用電気工作物保安管理業務の委託を受ける者は電気事業法施行規則において必要な資格が定められており、また保安管理業務を行うに当たっては保安業務担当者の身分確認が求められるため、資格等を証する書類を必ず提出させるべきと思考する。仕様書の内容を十分に確認のうえ、当該業務に遺漏なきよう注意されたい。

なお、神集島外原子力災害対策施設電気工作物保安管理業務、小川島外原子力災害対策施設電気工作物保安管理業務、ちんぜい荘原子力災害対策施設電気工作物保安管理業務及び向島外原子力災害対策施設電気工作物保安管理業務についても同様の指摘である。

(講じた措置)

未提出であった書類については、定期監査指摘後、事後ではあるが、仕様書の規定により、保安業務担当者の資格等の確認ができる書面の提出を受け、保安業務担当者の身分確認を行った。

令和2年度からは、規定に沿って書類の提出を受け、保安業務担当者の身分確認を確実にを行うよう改めた。

人事課

1 出勤簿の整理等について

令和元年（平成 31 年）に承認された職員の配偶者出産休暇や婚姻休暇に係る出勤簿の整理において、該当日に「特休」と押印等により整理がなされていた。また、ボランティア休暇や看護休暇に係る職員の出勤簿の整理においては、該当日に「ボランティア休」、「看護休暇」、「看休 時」と手書きにより整理されているものが多数見受けられた。

唐津市役所処務規程第 7 条第 3 項の規定により職員の出勤状態に関する必要な事項の記録は、別表に掲げる区分と略号によるものとされ、唐津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下「規則」という。）第 33 条に規定された配偶者出産休暇の略号は「配出休」、規則第 29 条に規定された婚姻休暇の略号は「婚姻」、また規則第 28 条に規定されたボランティア休暇及び規則第 44 条に規定された看護休暇の略号は、1 日を単位とするものについては「特休」、1 時間を単位とするものについては「特休 時」とされている。

当課は職員に関すること全般を統括管理する部署であり、職員の出勤状態を記録する出勤簿の整理については、過去の他部署における定期監査において必要な事項が整理されておらず指摘をしていることを踏まえ、全庁的に適切な事務処理となるよう出勤簿整理の確認及び指導を徹底されたい。また、社会情勢に伴い勤務形態も変化している状況であり、従来からの出勤簿の形式が必須のものなのか、より効率的な代替方法がないのかについても併せて検討されたい。

（講じた措置）

全庁的に出勤簿の整理に関する内容の周知徹底が不足していたことから、休暇の種類ごとに「休暇の事由等を記載する具体例」、「必要な添付資料」及び「出勤簿を整理する際の略号」を整理した一覧表をとりまとめ、職員に対し周知を図った。

また、出勤簿に関しては、より効率的な代替方法として、部分的な導入に留まっているタイムレコーダーの本格的な運用が図れるよう検討を進めている。

巖木市民センター総務・福祉課

1 巖木市民センター庁舎自家用電気工作物保安管理業務における保安業務担当者の資格等の確認について

巖木市民センター庁舎自家用電気工作物保安管理業務において、同業務仕様書9(5)に「保安業務担当者並びに保安業務従事者の氏名、生年月日、主任技術者免状の種類及び番号を書面をもって市に知らせるもの」と保安業務担当者の資格等について規定されているが、その書面が提出されていなかった。

自家用電気工作物保安管理業務の委託を受ける者は電気事業法施行規則において必要な資格が定められており、また保安管理業務を行うに当たっては保安業務担当者の身分確認が求められるため、資格等を証する書類を必ず提出させるべきと思考する。仕様書の内容を十分に確認のうえ、当該業務に遺漏なきよう注意されたい。

(講じた措置)

未提出であった書類については、定期監査指摘後、事後ではあるが、仕様書の規定により、保安業務担当者の資格等の確認ができる書面の提出を受け、保安業務担当者の身分確認を行った。

令和2年度からは、規定に沿って書類の提出を受け、保安業務担当者の身分確認を確実にを行うよう改めた。

肥前市民センター総務・福祉課

1 燃料費の不適正な支出等について

肥前市民センターの燃料購入事務について、令和元年5月30日付で燃料の購入先から平成30年度末時点における未収金残高確認依頼書が市に提出されており、翌31日に22,248円の未払（平成30年6月8日給油分）がある旨の回答（総務・福祉課長決裁）がされていた。

内容を確認すると、未払金は平成30年6月8日に給油した肥前市民センター管内にある向島ごみ処理施設で使用する白灯油代金であり、支払事務において、実際には給油していない令和元年6月給油分として令和元年度の予算から令和元年7月10日に支払を行うという極めて不適正な事務処理となっていた。同処理施設における燃料給油は、その地理的条件から向島区から選任されたごみ処理施設作業員が島内にある購入先所有の燃料保管庫から給油し、その旨を市及び購入先担当者に連絡後、市の担当者が物品購入伺を起票する流れとなっていたが、平成30年6月8日に給油した分については、作業員が給油後連絡を失念したため未払となったとのことであった。しかしながら、そもそも物品の購入は、予算を執行するにあたり数量及び納品時期等を市が決定するものであるため、決裁後に購入されることはもちろんであるが、本来であればその未払金は過年度支出として処理すべきであり、作為的に給油日を操作した今回の事務処理については極めて不適正と言わざるを得ない。

適正な事務処理をされたい。

（講じた措置）

施設において給油が必要な場合には、事前に市と作業員の間で連絡を取り、市において燃料購入の意志決定を行った上で、給油を行うよう改めた。また、向島小型焼却炉運転管理業務実施要領に給油状況の作業日誌管理について明記すると共に、ごみ処理施設内に燃料購入手順フローの掲示を行った。また、支払事務については、適正な事務処理の確認を行い、法令順守と予算執行管理の徹底を図り、一層の再発防止に努めている。

鎮西市民センター総務・福祉課

1 鎮西市民センター庁舎自家用電気工作物保安管理業務における保安業務担当者の資格等の確認について

鎮西市民センター庁舎自家用電気工作物保安管理業務において、同業務仕様書9(5)に「保安業務担当者並びに保安業務従事者の氏名、生年月日、主任技術者免状の種類及び番号を書面をもって市に知らせるもの」と保安業務担当者の資格等について規定されているが、その書面が提出されていなかった。

自家用電気工作物保安管理業務の委託を受ける者は電気事業法施行規則において必要な資格が定められており、また保安管理業務を行うに当たっては保安業務担当者の身分確認が求められるため、資格等を証する書類を必ず提出させるべきと思考する。仕様書の内容を十分に確認のうえ、当該業務に遺漏なきよう注意されたい。

(講じた措置)

未提出であった書類については、定期監査指摘後、事後ではあるが、仕様書の規定により、保安業務担当者の資格等の確認ができる書面の提出を受け、保安業務担当者の身分確認を行った。

令和2年度からは、規定に沿って書類の提出を受け、保安業務担当者の身分確認を確実にを行うよう改めた。

総務部 共通

1 事務処理について

不適切な処理が見受けられたので、関係規定に沿った適切な事務処理をされたい。

なお、指摘の件数は、次のとおりである。

(1) 総務課	13 件
(2) 新庁舎建設室	3 件
(3) 危機管理防災課	16 件
(4) 人事課	10 件
(5) 浜玉市民センター総務・福祉課	4 件
(6) 厳木市民センター総務・福祉課	7 件
(7) 相知市民センター総務・福祉課	4 件
(8) 北波多市民センター総務・福祉課	7 件
(9) 肥前市民センター総務・福祉課	6 件
(10) 鎮西市民センター総務・福祉課	7 件
(11) 呼子市民センター総務・福祉課	2 件
(12) 七山市民センター総務・福祉課	4 件

(講じた措置)

文書等の処理に関しては、唐津市文書規程等の内容を再度確認するとともに、全職員が関係法令等を理解し、適切な事務処理を行うよう指導を行った。

契約事務等の処理に関しては、唐津市財務規則等の内容を再度確認し、適切な事務処理を行うよう周知指導を行った。また、決裁権者及び文書主任の責務を再確認するとともに、配下の職員に対する指導及び事務処理の確認を徹底することとした。